

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条第1項の規定により、佐賀空港滑走路延長事業の環境影響評価方法書を作成したので、同法第7条及び第7条の2第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年4月12日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 佐賀県
- (2) 代表者の氏名 佐賀県知事 山口 祥義
- (3) 主たる事務所の所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

2 事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 佐賀空港滑走路延長事業
- (2) 種類 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
- (3) 規模 延長する長さ500m、延長後の滑走路長2,500m

3 対象事業が実施されるべき区域

佐賀市川副町

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

佐賀市川副町、杵島郡白石町及び福岡県柳川市

5 環境影響評価方法書の縦覧及び公表の方法及び期間

(1) 縦覧場所

- ア 佐賀県庁 行政の窓口
- イ 佐賀県 佐賀空港事務所
- ウ 佐賀市役所 総務部 総務法制課
- エ 佐賀市役所川副支所 総務・地域振興グループ
- オ 白石町役場 総合戦略課
- カ 福岡県柳川市役所 市民部 生活環境課

(2) 縦覧期間

令和6年4月12日（金）から5月20日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

(4) インターネットによる公表

(2)縦覧期間において、佐賀空港ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/airport/>）にて、環境影響評価方法書を公表します。

6 意見書の提出

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和6年6月3日（月）

(2) 提出方法

F A X、メール又は郵送のいずれかにて提出してください。ただし、F A X又はメールの場合は6月3日の午後5時までの送付、郵送の場合は同日の消印まで有効とします。

(3) 提出先の名称

F A X 番号 0952-25-7318

メールアドレス kuukou@pref.saga.lg.jp

郵送 郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県地域交流部空港課

(4) その他意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載してください。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

所定様式は縦覧場所にて随時交付するほか、佐賀空港ホームページに掲載する。

8 説明会を予定する日時及び場所

環境影響評価方法書の記載事項に関する説明会を次のとおり開催します。

(1) 日時 令和6年5月11日（土）午前10時から

場所 杵島郡白石町大字福富3535番地1 福富ゆうあい館

(2) 日時 令和6年5月11日（土）午後2時から

場所 佐賀市川副町大字鹿江422番地1 南川副公民館

(3) 日時 令和6年5月12日（日）午前10時から

場所 福岡県柳川市上宮永町6番地3 柳川総合保健福祉センター